

社会福祉法人 八女市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和6年4月1日策定

当法人は、「女性活躍推進法」に基づき、女性の職業生活における活躍の推進を実施・計画し、女性一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう次のように行動計画を策定した。

1. 計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

【目標①】

管理職候補たる年齢層の職員の意識の向上を図り、管理職としての業務習得や心構えについての研修を年1回行う。

【実施期間・取組内容】 令和6年4月1日～

・年齢や俸給表の格付けに見合う職階を担ってもらうため、各職階に応じた研修を行う。

【目標②】

計画期間において、出産後の復職率100%を継続できる職場をめざす

【実施期間・取組内容】 令和6年4月1日～

男女共に職場と家庭の両立を支援する職場づくりの意識を高め、制度の利用実績を増やす。

・職場と家庭と両立を成立させるため、職員の意識改革をする研修の実施。
・家庭の育児及び介護に関する制度（育児休業等に関する規程）の周知を行い、制度の利用を促進する。